

生安だより

令和2年7月発行
浦和西警察署
生活安全課

万引きは極めて悪質な犯罪です！

各種犯罪の入口になりうる、いわゆる「初発型非行」と呼ばれるものの1つが **万引き** です！

この「万引き」の傾向として

捕まるまでやり続ける

という常習性があります！

もし捕まっても

謝って許してもらおう

等の甘い考え・・・

お金を払って買取る

品物を返せば大丈夫

もちろん

「万引き」は窃盗罪（10年以下の懲役）

逮捕されることもあります

逮捕されてから後悔しても遅い

保護者・近隣住民の皆さまへのお願い

日常生活における少年への声掛け
愛情を持った指導による規範意識の向上



各種犯罪に係る情報提供や非行防止教室等の依頼については、

浦和西警察署（048-854-0110）まで

警察署では24時間相談受付、あなたのプライバシーは守られます。